

広島県告示第九百三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第一項の規定によつて、生活保護法による介護を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十二年十二月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
合同会社やすらぎ	呉市阿賀中央四丁目一番一三〇四号	居宅介護支援事業所やすらぎ	呉市中通二丁目一番二四号三F	平成二二年一〇月一日
医療法人社団たつき会菅田医院	呉市川尻町東一丁目二一番一〇号	デイサービスセンターつばき	呉市川尻町東一丁目二一番一〇号	平成二二年一〇月一日
社会福祉法人中国新聞社会事業団	広島市中区土橋町七番一号	訪問介護事業所くろたき	竹原市忠海中町三丁目一三番一号	平成二二年一〇月一九日
社会福祉法人中国新聞社会事業団	広島市中区土橋町七番一号	居宅介護支援事業所黒滝	竹原市忠海中町三丁目一三番一号	平成二二年一〇月一九日
株式会社ウエナガ	福山市本庄町中二丁目一一番一九号	短期入所万万	尾道市高須町四八〇六番地一	平成二二年一〇月一日
株式会社ウエナガ	福山市本庄町中二丁目一一番一九号	居宅介護支援万万	尾道市高須町四八〇六番地一	平成二二年一〇月一日
有限会社中央リハビリサービス	府中町上下町上下二〇五四番地九	有限会社中央リハビリサービス府中店	府中市鶴飼町字清水四八番地	平成二二年一〇月一日
社会福祉法人長寿会	庄原市掛田町五四二番地一	ハピネスタウン指定短期入所生活介護事業所	庄原市西本町三丁目一番二五号	平成二二年一〇月一日
社会福祉法人長寿会	庄原市掛田町五四二番地一	ハピネスタウン指定通所介護事業所	庄原市西本町三丁目一番二五号	平成二二年一〇月一日
社会福祉法人長寿会	庄原市掛田町五四二番地一	地域密着型特別養護老人ホームハピネスタウン	庄原市西本町三丁目一番二五号	平成二二年一〇月一日
医療法人新生会	山口県岩国市多田三丁目一〇一番五号	デイサービスセンターさくらんぼ大竹栄町ケアセンター	大竹市西栄三丁目二番一四号	平成二二年一〇月一日
医療法人社団伯栄会のぞみ整形外科クリニック	東広島市西条町助美一一八二番地一	デイサービスのぞみクラブ	東広島市西条町助美一一八二番地一	平成二二年九月一日

株式会社トッツ	尾道市平原三丁目一 番一五号	グループホーム ふぁみりい黒瀬	東広島市黒瀬町榑崎 二六二番地六	平成二二年 一月一日
医療法人ささき 歯科クリニック	東広島市河内町中河 内六五五番地一	医療法人ささき 歯科クリニック	東広島市河内町中河 内六五五番地一	平成二二年 一月一日
株式会社ニチイ 学館	東京都千代田区神田 駿河台二丁目九番地	ニチイケアセン ター廿日市	廿日市市宮内四二四 一番地二	平成一九年 四月一日
株式会社CSコ ンサルディング	広島市西区中広町二 丁目二二番一三号	健遊館安芸高田 デイサービスセ ンター	安芸高田市向原町長 田二二三三七番地三	平成二二年 一月一日